

# 国民年金のお知らせ

ハイサイ市民課  
国民年金  
グループ  
TEL:861-6901  
FAX:862-4564

学生のみなさん知っていますか？

## 学生納付特例制度



### 4月1日(月)より令和6年度分の受付スタート

#### 学生納付特例制度とは？

経済的な理由により国民年金保険料の納付ができない学生を対象として、保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。この制度を申請して承認されると、保険料を納付しなくても事故や病気で障害などを負ったとき、「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の給付対象となります。

(その他の要件で給付できない場合もあります)。万が一に備え、未納期間とせず、早めの申請をお願いします。手続き方法は右のとおりです。

申請は  
お早めに！



#### 申請手続き

受付場所：那覇市役所 ハイサイ市民課

国民年金グループ(本庁舎1階11番窓口)

受付開始：令和6年4月1日(月)(ただし土日祝日を除く)

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

混雑が予想されますので、なるべく午後4時45分までにお越しください。

##### 手続きに必要なものは？

- 学生証(有効期限内のもの)  
または在学証明書(令和6年4月1日以降発行のもので在学期間のわかるもの)
- 基礎年金番号がわかるもの(年金手帳または納付書等)  
またはマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカードまたは通知カード)
- 大学・短期大学・高等学校・専門学校以外の各種学校の場合に、修業年限が1年以上である証明書が必要になることがあります。
- 本人確認ができるもの(顔写真付き書類1点または顔写真なし書類2点)  
※申請内容によっては上記書類以外にも書類を提出していただく場合があります。

##### 所得のある学生で、次の条件に該当する場合

- 令和4年12月31日から申請日までの間に仕事をやめた方で、離職票または雇用保険受給資格者証があればご用意ください。

※代理の方が申請する場合は、本人直筆の委任状が必要です！

※同一世帯でも委任状が必要です！(委任状について詳しくは2ページ！)

#### 日本年金機構から「学生納付特例申請のご案内」のハガキが送られてきた方は

送られてきたハガキに必要な事項を記入のうえ、返送してください。

(ハガキを返送すれば、手続きしたこととなり、再度市役所窓口で申請する必要はありません。)

#### マイナンバーカードを利用してカンタン！ 便利な電子申請！！

##### 手続き対象

- ①国民年金第1号被保険者加入の届出(退職後の厚生年金からの変更等)  
②国民年金保険料 免除・納付猶予の申請 ③国民年金保険料 学生納付特例の申請

メリット  
1

24時間365日、申請ができます！

メリット  
3

処理状況も申請結果も確認できます！

メリット  
2

スマートフォンからでも申請できます

メリット  
4

市役所窓口への来庁不要！



[日本年金機構スマホで簡単手続き]

まずは**マイナポータル**の「利用者登録」が必要です→

手続にはマイナンバーカードと、その受け取り時に設定したパスワードが必要です。

※「マイナポータル」とは、行政手続きのオンライン窓口です。オンライン申請、行政機関等からのお知らせ通知の受信などのサービスを提供しています。



<https://myna.go.jp>



<https://www.youtube.com/watch?v=NpMdGcMfqEE>

令和6年度 国民年金保険料

年額203,760円

月額16,980円

国民年金保険料は、自営業者や学生などの第1号被保険者が納める保険料で、年齢・所得・性別に関係なく定額です。国民年金保険料は、日本年金機構から送付される納付書で、各金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口で納められます。また、口座振替やクレジットカード納付もできます。スマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済での納付も利用できます！詳しくは4ページで！

前納や口座振替にすると保険料は安くなります！

- 1

現金で1年分を前納(まとめて前払い)

年額「3,620円」割引!!
- 2

口座振替で早割(当月末振替)

月額「60円」の割引!!

令和6年3月以降のお申し込みから、年度の途中からでも口座振替またはクレジットカード納付による前納が可能となりました。詳細は日本年金機構のホームページをご確認ください。

国民年金 途中から前納 検索



ご注意! 少しの期間の未納でも…

1年間の未納の場合 → 年額で約2万円

10年間の未納の場合 → 年額で約20万円

} 生涯、受け取る年金額が少なくなります。

保険料が納められないときは……免除制度を利用しましょう

経済的な理由で保険料納付が困難な方

免除制度(全額・一部)

収入の少ない方(50歳未満)

納付猶予制度

経済的な理由で保険料納付が困難な学生

学生納付特例制度

申請して承認されると

①免除を受けた期間は免除の種類に応じて、一定の割合で、受け取る年金額(老齢基礎年金)に反映されます。

②免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合と比べて、将来受け取る老齢基礎年金の金額は少なくなります。

③免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間は老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な期間に算入されます。

代理の方が申請する場合は、本人直筆の委任状が必要です！

委任状の様式は、日本年金機構ホームページよりダウンロードできます。また、委任状は以下の事項を記載した任意の用紙でも有効です。

日本年金機構ホームページ 委任状様式・記入例 検索



1 委任年月日(委任状を作成した年月日)

2 代理人の氏名

3 代理人の住所

4 本人との関係

5 本人の年金証書などに記載されている基礎年金番号

6 本人の氏名

7 本人の生年月日

8 本人の住所

9 本人の電話番号

10 委任する内容(例:国民年金への切替、国民年金保険料の免除等について)

※年金加入履歴の記録の交付を委任する場合は、「代理人へ交付を希望」か「本人宛郵送」を記載してください。

産前産後期間の保険料免除申請

■対象となる方：国民年金第1号被保険者で出産日が、平成31年2月1日以降の方

※産前産後期間と認められた期間は、保険料を納付したものとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。  
※出産予定日の6か月前から届出を行うことができます。出産前に申請される場合は親子健康手帳(母子手帳)が必要です。

国民年金保険料の法定免除制度

■対象となる方：生活保護法の生活扶助を受けている方や障害基礎年金・障害厚生年金(1級・2級)を受けている方など

学校を卒業した方は、追納(さかのぼって納めること)をおすすめします！

免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合と比べて、将来受け取る老齢基礎年金の金額は少なくなります。(納付猶予や学生納付特例の期間は、年金の受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。)  
免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料について、10年以内であればさかのぼって納めること(追納)により、老齢基礎年金の年金額を満額に近づけることができます。ただし、3年目以降に追納する場合は、当時の保険料の金額に経過した年数に応じた加算額が上乗せされます。満額の老齢基礎年金を受けるために、学校を卒業して就職等により納付が可能になったら、追納することをおすすめします。

国民年金保険料の追納、学生納付特例の継続通知などについてのお問い合わせは  
**那覇年金事務所 ☎855-1111 (自動音声案内2⇒2) へお願いします。**



# 国民年金からの給付

老後のそなえ

## 老齢基礎年金

令和6年度の年額

68歳以上の方

満額 813,700円

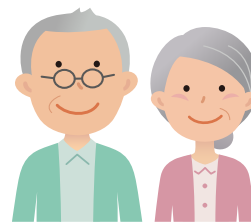
67歳以下の方

満額 816,000円

(20歳から60歳になるまでの40年間すべての保険料を納めた場合)

老齢基礎年金は、原則として65歳から受給する年金で、**10年以上の受給資格期間**(国民年金の保険料を納めた期間など)が必要です。免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間、合算対象期間(海外に居住していた期間等)は、この10年の受給資格期間に算入されます。

ただし、納付猶予・学生納付特例期間・合算対象期間(海外に居住していた期間等)は、受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額の計算には反映されません。



### 納付と免除と未納 年金を受け取る時にはこんなに違う！

(例) 昭和31年4月2日以降生まれの方で、免除は全額免除とし、平成21年3月以前の保険料免除期間を用いた場合

|        | 加入期間 0年 | 10年    | 40年   |
|--------|---------|--------|-------|
| Aさんの場合 | 納付40年   |        |       |
| Bさんの場合 | 納付20年   | 免除15年  | 未納5年  |
| Cさんの場合 | 免除25年   |        | 未納15年 |
| Dさんの場合 | 納付8年    |        | 未納32年 |
|        | 加入期間 0年 | (2年不足) | 40年   |

納付期間40年で年金額は満額の**816,000円**

納付期間20年、免除期間15年で年金額は**510,000円**

免除期間のみ25年で年金額は**170,000円**

納付期間8年で受給資格期間の10年に2年足りないので**年金受給資格なし**。

※但し、65歳まで(昭和40年4月1日以前に生まれた方は70歳まで)の間に任意加入し、10年に足りない2年分を納付して、納付期間が10年に達したときは年金を受け取ることができます。



病気やケガで障がいが残ったら

## 障害基礎年金

令和6年度の年額

1級障害

68歳以上の方

1,017,125円

67歳以下の方

1,020,000円

2級障害

68歳以上の方

813,700円

67歳以下の方

816,000円

障害基礎年金は、国民年金加入中(または、60歳以上65歳未満で国内に住所のある期間、または20歳になる前)に初診日(初めて医師の診療を受けた日)のある病気やけがによって、**国民年金法に定める障害等級の1級・2級に該当した場合**に受け取ることができる年金です。受給には、一定の納付要件を満たす必要があります。(20歳前に初診日がある場合は納付要件不要)

※納付要件について(次の①または②のいずれかひとつを満たしていることが必要)

①3分の2要件

初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに保険料を納めた期間と免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を合計した期間が加入期間の3分の2以上であること。

②直近の1年間要件(初診日が令和8年3月31日までにある場合の特例)

初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。障害者手帳の等級と障害年金の等級は、一致するものではありません。



大事な働き手を亡くしたとき

## 遺族基礎年金

令和6年度の年額

68歳以上の方

1,048,500円

67歳以下の方

1,050,800円

(子が一人いる配偶者が受ける場合)

遺族基礎年金は、「国民年金加入中の方」、または「国民年金に加入していた60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方」(いずれも一定の納付要件が必要)、「保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合計した期間が25年以上ある方」が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」、または「子」に支給されます。

●子とは、18歳の誕生日を迎えた後の3月31日までの子、または国民年金法に定める障害等級の1級・2級の状態にある20歳未満の子です。

※納付要件について(次の①または②のいずれかひとつを満たしていることが必要)

①3分の2要件

亡くなった日の前日において、亡くなった日の属する月の前々月までに保険料を納めた期間と免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を合計した期間が加入期間の3分の2以上であること。

②直近の1年間要件(亡くなった日が令和8年3月31日までにある場合の特例)

亡くなった日の前日において、亡くなった日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。



※68歳以上の方：昭和31年4月1日以前生まれ

「年金額改定通知書」、「年金振込通知書」などの各種通知書の発行手続きは、年金事務所または各共済組合へお問い合わせください。

## ① 付加保険料 月額400円で、受給額UP!!

第1号被保険者(及び任意加入者)の方は、毎月の保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、200円×付加保険料納付月数で、計算された金額が生涯老齢基礎年金に加算されます。

例えば

40年納付した場合の納付額  $400円 \times 40年(480月) = 192,000円$

1年間に上乗せされる加算額  $200円 \times 40年(480月) = 96,000円 \rightarrow 2年間で192,000円$

※2年間受給すると、支払った保険料と同額を受給することになるため、大変お得です。

■付加保険料の納付は、申出のあった月分からになります。(※さかのぼって申し込むことはできません)

■国民年金保険料を免除されている方は、ご利用できません。

■第2号・第3号被保険者、国民年金基金加入者等は、ご利用できません。



## ② 国民年金保険料がスマートフォンアプリで納付できます!

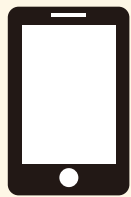
国民年金保険料について、現金、口座振替、クレジットカード等による納付に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済での納付が利用できるようになりました。

※ねんきんネットを活用した「納付書によらない納付」(Pay-easy納付)は、現在システムの都合によりサービス停止中です。

再開時期につきまして現時点では未定となっており、目途がつきましたら日本年金機構のホームページに掲載される予定です。

### ご利用に必要なもの

- ① 納付書
- ② スマートフォン
- ③ 決済アプリ



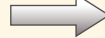
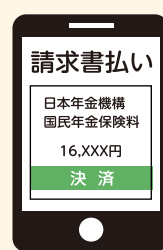
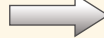
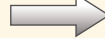
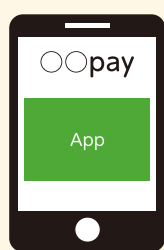
### 対象決済アプリ(五十音順)

- au PAY
- d払い<sup>®</sup>
- Pay B (※)
- PayPay
- LINE Pay
- 楽天Pay



※金融機関等が提供するアプリを含む。  
詳細は、PayBのホームページ  
(<https://payb.jp/finance/>)をご覧ください。

### スマホ決済の流れ



納付完了



## 「年金について学ぼう」



日本年金機構のホームページで、若年層の方々向けに、公的年金制度について分かりやすくお伝えするためのアニメーション動画を公開しています。ぜひご覧ください。  
外国語版も公開中!!



<https://www.nenkin.go.jp/service/learn/index.html>